

尾張旭市監査公表第6号

平成30年1月30日付け尾張旭市監査公表第2号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

市民生活部産業課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
特定建築物等定期調査・検査業務委託契約書（案）において、鉛筆書きによる補筆や修正が見受けられる。付箋紙の貼付や鉛筆書き等による記録の保存は、組織共用文書に当たらないことから、関係綴りに保存することは、文書管理の観点から適切ではない。	指摘事項につきましては、今後適切な事務処理を行います。
特定建築物等定期調査・検査業務委託契約において、請負者から提出された見積書と、契約書の請負者の所在地が異なっている。これは、契約を行う際、市側においてあらかじめ請負者の名称等を記入していることに起因するもので、契約書の誤りを防ぐために請負者に記入・押印してもらう必要がある。	平成26年12月26日付け会計課通知「契約書等の記名押印について」を順守し、誤りが無いよう適切な事務処理及び入念な確認を行います。
環境整備委託について、最低制限価格を設定していない。この委託業務の内容は、城山町地内農地のサザンカ撤去業務であるから「植物管理業務」に分類されるものであり、かつ予定価格が50万円を超えるものであるため最低制限価格を設定する必要がある。	「尾張旭市最低制限価格算定方法」を順守し、より適切な事務を行います。